



さつま町告示第133号

さつま町人事評価システム導入業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和8年7月28日

さつま町長 上野 俊市



1 業務の目的

さつま町人事評価システム導入業務委託（以下「本業務」という。）は、人事評価制度の本格導入に当たり、人事評価システムを導入することにより、人事評価業務の効率化及び評価情報の適正な管理を図るとともに、人事評価を活用した人材育成、上司と部下とのコミュニケーションの活性化及び組織力の向上を推進し、職員のモチベーション向上につなげることを目的とする。

また、将来的な評価結果の処遇反映を見据え、評価基準及び評価結果の見える化や評価者間の評価のばらつきの解消を図ることで、評価の公平性及び公正性を確保できる人事評価制度の運用基盤を構築することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 さつま町人事評価システム導入業務委託
- (2) 業務内容 さつま町人事評価システム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 企画提案上限額 2,850,000円（保守費用を含まない。消費税及び地方消費税を含まない。）を限度とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) さつま町物品購入等有資格業者の指名停止に関する要領（平成28年さつま町告示第53号）に規定する指名停止の措置を現に受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動が主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (7) 地方公共団体において、本業務と同様の導入及び運用実績を有すること。
- (8) 個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じており、ISO27001又はプライバシーマークを取得していること。

4 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募の開始	令和8年7月28日(火)
質問書の受付期限	令和8年8月5日(水)午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年8月7日(金)
参加表明書等の受付期間	令和8年8月20日(木)午後5時まで
参加資格審査結果通知期限	令和8年8月25日(火)※電子メール
企画提案書等の提出期限	令和8年9月2日(水)午後5時まで
企画提案プレゼンテーションの実施	令和8年9月18日(金)※予定
審査結果の通知発送	令和8年9月24日(木)※予定

5 担当部署

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町総務課

電話：0996-24-8912

電子メール：so-gyosei@satsuma-net.jp

※ その他詳細は「さつま町人事評価システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。